

東京都農林・漁業振興対策審議会 第2回農業部会

日時：平成28年3月16日（水）午前10時から

場所：東京都庁第一本庁舎南側33階特別会議室S6

《 開 会 》

【事務局】 それでは、ただいまから東京都農林・漁業振興対策審議会、第2回の農業部会を開催させていただきます。

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況を報告させていただきます。現在、農業部会の委員総数13名中11名の委員の先生が出席されておりますので、東京都農林・漁業振興対策審議会条例第9条第1項の規定により、本部会は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、配付資料について説明をさせていただきます。

事前に配付をさせていただいておりますものが次第、委員名簿、本日の出席者名簿、座席表、A3版の「基本計画について」というもの、基本計画の案文、資料1から5と参考資料、それから20までありますが、データ集、これを委員の皆様の方には事前送付もしくは持参させていただいております。

あと、本日お手元にお配りしましたのは第1回の農業部会と総会の議事録です。一部の委員の方には手渡しさせていただいております。それから、データ集の追加資料になりますが、21番目として防災協力農地の各区市町へのアンケート結果です。それから、国への提案の意見募集の4種類を本日お配りさせていただいております。

《 東京都農林水産部長挨拶 》

【事務局】 皆様、おはようございます。農林水産部長の寺崎でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい時期に第2回農業部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、大変お忙しい中、農林水産省から都市農業室の増井室長にお越しただいておりまして、この後、先に国のほうでお示しいただいた都市農業振興基本計画の案についてお話を伺えるということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の部会でございますけれども、前回は「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」と「農地保全と多面的機能の発揮」について委員の皆様からご意見を頂戴いたしました。また、その際、先生方からもいろいろデータ等含めて宿題をいただいておりますので、そういった点についての説明をいたしますとともに、あわせて、特に今日は「食の安全安心と地産地消の推進」、「地域の特色を活かした農業の展開」ということで、この点について重点的にご意見、ご審議を頂戴できればというふうに考えております。

大変限られた時間の中で恐縮でございますけれども、ぜひ忌憚のないご意見等、活発なご審議をいただくことをお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

《 委員及び東京都職員紹介 》

(事務局より、東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会委員及び東京都農林水産関係部署幹部を紹介。(詳細省略))

《 報告事項 》

(1) 都市農業振興基本計画について

農林水産省農村政策部都市農業室長 増井 国光氏

【事務局】 それでは、次第の第3番、報告事項の(1)になりますが、都市農業振興基本計画(以下「基本計画」という。)について、農林水産省都市農業室の増井室長から説明をよろしく願いいたします。

【農水省都市農業室長】 皆様おはようございます。ただいまご紹介のありました、農林水産省で都市農業室長をしております増井と申します。本日はこのような機会にお招きいただきまして、ご説明する機会を与えていただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、時間が限られているということですので、早速、ご説明させていただきたいと思えます。

この基本計画ですけれども、本文自体は、こういう文章編の30ページちょっとの厚いものになっておりますので、本日はA3横長の1枚、大きな紙（「都市農業振興基本計画（案）について」概要説明資料のこと。）がありますので、これに沿ってご説明させていただきたいと思えます。

この基本計画ですけれども、検討に際しまして、国土交通省と農水省で昨年9月に研究会を立ち上げまして、そこで議論してまいりました。研究会のメンバーは、農水省と国交省の部長、審議官、技官クラスから成る事務方のチームですけれども、学識経験者として、都市計画あるいは都市農業の専門家の方々4名にも入っていただきまして、検討を重ねてきました。

また、検討に当たりましては、東京都、JA、それから全国農業会議所といった自治体関係あるいは農業団体関係からも幾多のヒアリングも行いました。それから、現地調査ということで、東京都の練馬区をはじめ世田谷区ほか、東京都の西部のほうの市区町村、それから名古屋のほうですとか、岐阜のほうですとか、関西ですと大阪、京都、兵庫のほうまで現地視察も重ねてまいりました。その結果まとまったのがこの基本計画、今お手元にある資料でございます。

早速、資料に沿いましてご説明していきたいと思えます。

まず、左側の現状です。これはもうご案内のとおりでございますけれども、市街化区域内の農地は、これまで宅地化すべきという位置づけがなされてきておりました。昭和43年に都市計画法が制定された際に、全国の都市の中で都市計画区域というものが設けられまして、市街化区域と市街化調整区域という線引きが行われた際に、市街化区域の中に取り込まれてしまった農地がこの市街化区域内農地になります。したがいまして、市街化区域というのはおおむね10年以内に宅地化すべきという性格の位置づけでありますから、当然ながら、そこにある農地は将来は宅地化を図っていく性格のものでございます。

しかしながら、この制度の中にも例外がありまして、生産緑地という制度に指定をされた土地に関しましては、非常に緑の機能がある。それから、将来の公共施設用地として有望であるということで、ここに指定されますと例外的に営農を継続して保全を図っていくということでもあります。

しかしながら、いずれのケースにおきましても、農業振興を図るという性格の土地ではありませんので、これまで主要な農業施策は対象外であったわけです。

税制に関しましても、そういう性格の土地ですから、農地の固定資産税に関しましては宅地並み評価、宅地並み課税で非常に高い税金がかかってきたということでございます。しかしながら、先ほどご説明しました生産緑地に関しましては、営農を30年間しっかりやっっていかなきゃいけないという義務がかかっておりますし、開発規制もかかっておりますので、ここまで宅地並み課税というのはさすがに過重だということで、ここは一般農地と同じ農地課税が適用されてきたということでございます。

また、生産緑地に関しましては、一般農地と同様に相続税の納税猶予という、農業分野に特有の優遇措置があります。こういうのも適用があったわけでございます。ただし、条件としましては終身営農、それから他人に貸した場合は納税猶予は切れてしまうことになっておりました。

そういう状況が続いてきたわけですが、近年、状況が大きく変化してまいりました。左側の下のところに書いてありますとおり、地元産の顔の見える新鮮な農産物への評価ですとか、リタイアした方々が自ら農作物をつくりたいというニーズ、それから学校教育、農業体験、これまで都市農家の方が学校側と連携して非常に頑張ってきた成果もありまして、非常に理解が高まってきている。それから、大きな要素として、やはり人口減少社会に突入して、そもそも農地を潰してまで宅地にするというニーズが非常に減ってきたこと。それから、東日本大震災を契機として、都市住民の方々にアンケートをとりますと、7～8割の方々が防災機能に非常に関心が高まっていて、そこへの農地の果たす役割の期待が高まってきております。それから、従来でもありました緑の効果、安らぎ効果、景観形成、こういったことが背景にありまして、昨年4月に都市農業振興基本法が制定されました。

この都市農業振興基本法で掲げられた大きな政策課題は、都市農業の多様な機能を発揮するというところでございます。これは、基本的には先ほどの状況の変化で述べたものと対をなすものでございますけれども、農産物を供給する機能をはじめ防災、景観、国土・環境保全、体験交流の場、理解醸成という6つの機能が掲げられております。

これを発揮するに当たりまして、国土交通省と農水省で設置した研究会におきまして、要するに、これまで宅地化すべきというもので基本的には政策を打ってこなかったわけで

ございますけれども、考え方を変えていくに当たって、それでは、農業政策上の今日的な意義は何なのか。それから、都市政策上、新たにどういう位置づけをすべきかというのを研究会でも議論を重ねてまいりました。そこで整理をしたものが真ん中の赤いボックスになるわけでございます。

まず、左側の農業政策上の再評価です。都市農業の農家戸数、販売金額は、先ほどのような政策環境、税制環境の中でどんどん減ってきているわけでございますけれども、現状でも全国の1割弱を占めております。これはやはり食料自給率の大事な一翼を担っていると言えるのではないかとということです。

2点目としまして、都市農業の農家の方々は、これまで厳しい政策環境の中で、さまざまな創意工夫をして都市住民のニーズに応えながらやってこられたということで、地産地消ですとか体験農園、それから農福連携、これから地方の農業がまさに6次産業化でアイデアを出していかなければいけない、付加価値を高めていかなければいけない中であって、都市農業がある意味で先行した施策のモデルになるのではないかとということです。

3点目は、やはり都市農業特有の効果として、身近なPR拠点として、これから我が国農業・農村をめぐる状況は国際環境が非常に厳しくなる中で、やはり農業や農業政策に対する国民の理解を深めていかなければいけないときに、都市農業は身近に8,000万人の方々が居住しているということで、ここでしっかりPRをしていくことが重要ではないかということです。

それから、都市政策上の再評価という右側のところでございます。コンパクトシティが都市政策上の大きな目指すべき都市像ということで3年ほど前の審議会で打ち出されてきているわけでございますけれども、これを実現するに当たって、都市農地が都市を囲い込んで、市街化区域がスプロールしていくのを防ぐ効果があるのではないか。しっかりこれを位置づけていこうということです。

それから、都市農業を都市の重要な産業として捉えられないかということです。これまでは土地の評価ということで、都市政策上、土地の機能ですとか緑地の機能としてしか評価されてきませんでした。ところが、特に地方都市では、土地を使って収益を生み出す数少ない産業になるわけです。都市計画上も産業に着目した仕組みとして、例えば用途地域であります工業専用地域とか商業専用地域、こういった業に着目した制度があるわけですが、都市農業についてもそういった視点から捉え直すことができないかとい

うこととございます。

3点目は、民有の緑地として管理されることが持続可能な都市経営のために重要ということですが、これは何かといいますと、農家の方が農地としてしっかり頑張っていてもらうだけで、例えば都市公園をつくるとなると、用地買収、メンテナンスで非常に財政負担がかかるわけですが、緑の効果ですとか同じような効果を、農家の方が営農を続けていてもらえるだけで発揮できる分が結構あるんです。そういった民有の緑地ということと管理してもらおうほうが財政面、いろいろな面で都市経営上も重要ではないかということとございます。

こういった評価を踏まえまして、両省で打ち出している方向が3つの方向でございます。新たな施策の方向ということで、緑のところの下に書いてあります。

まず、担い手でございます。やはり都市農業も担い手、高齢化、後継者不足が言われております中で、都市農業で担い手をどう確保していくか。一般の地方の農地の場合ですと、集落で話し合っ、若い担い手の人を決めて、その担い手に農地を集積して、規模を拡大してコストを下げていく。いわゆる規模拡大の方向を我が省はとっているわけですが、都市農業の場合は小さい農地が分散しておりますので、規模拡大という戦略はなかなか描きにくい。むしろ小さいながらも担い手を多様化して、農地を農地としてしっかり守っていただくことがまさに都市農業としては重要ではないかということとございます。そうしますと、担い手を多様化していかないといけませんので、農業後継者だけではなく、食品関連事業者ですとか、それから新しいビジネスを展開できる事業者もしっかり巻き込んでいくということとございます。

それから、真ん中の土地の確保でございます。これも宅地化すべきということで今まで転用を推進するような仕組みをとってございましたけれども、それを、あるべきものということで大きく転換をして、都市計画制度の対応が中心になってきますけれども、しっかり保全を図っていく方向に転換していく。それから、コンパクトシティとの連携、（土地利用計画制度の）マスタープランの充実を図っていくという方向性を打ち出しております。

3点目の農業施策の本格展開は、まさに保全すべき農地ということで考え方を改めていくわけですので、農水省の施策も当然ながらそれに伴って考え方を改めていかなければいけない。むしろ振興する方向で施策を講じていくことに舵を切りかえていくという、3つの柱を打ち出しております。

こういった施策を推進するに当たってのポイント、留意点も記載しております。右側の欄の青い枠の中でございます。

まず、対象区域です。これは市街化区域が中心になるのは当然でございますけれども、縁辺の市街化調整区域も含めて考えております。市街化区域内に農地が少ない自治体も多々ありますけれども、そういった自治体においては近隣の調整区域内にある農地がまさに都市住民の憩いの場であったり、緑であったり、防災の機能だったりするわけですので、そういう地域であれば、まさにここは含めていかないといけません。農家によっては調整区域と市街化区域の両方に農地を持っている農家の方もおりますので、その方を支援対象にするに当たって、支援の対象となる農地とならない農地があると都合が悪いということです。そういった地域地域の実情がありますので、制度をつくるに当たっては、自治体が地域の実情に応じて具体のエリアを決めていただきながら施策を実施する仕組みが重要だと考えております。

それから、新たな都市農業振興と土地利用計画の制度です。先ほど申し上げたように、担い手を多様化していくことは、逆に言えば、しっかりした担い手にやってもらわないといけないわけです。土地を事業者が借りた後に、土地をほかの目的に使われたり、転用されたり、あるいは耕作放棄となってすぐに撤退されたりということがあっては多様な機能を発揮できないわけです。したがって、事業者の事業計画を公的なところがしっかりチェックして、これだったら間違いなく多様な機能を発揮できて農地が守られるという仕組みをつくる必要があるということでございます。そういった事業計画をチェックした後も、土地が転用されたり、工作建築物が建ったりということがあってはいけませんので、制度上も、そういった土地に関しては開発ができない、営農をしっかりやらないといけないような一定の規制的な措置も考えていかなければいけないのではないかと考えてございます。

それから、そういう仕組みを前提とした上で税制上の措置でございます。やはり農業をしっかり続けていくということでございますので、現状、宅地並み課税になっております固定資産税についても当然引き下げていくことが必要になってくると思っております。それが1点目の保有コストの低減という部分でございます。

それから、担い手を多様化して人に貸すわけですから、そこで納税猶予が切れることであってはいけないわけです。まさに政策的に事業計画を評価して認定までして、いいこと

をやっていくということであるわけですから、そういういい取り組みに農地を貸した場合であっても納税猶予がしっかり切れないようにしていく措置を今後検討していこうということでございます。

それから、講ずべき施策ということで、基本法では、政府がしっかり定めなさいということで、10項目ほど講ずべき施策の柱が既に打ち出されておりますので、国土交通省と農水省でそれを具体化して記載しております。これは非常に分量が多いので、特徴的なものだけここに掲げております。

例えば1番の農産物を供給する機能の向上、担い手の育成・確保に関しましては、福祉や教育にかかわる企業の関与の推進ですとか、都市住民と共生する農業経営への支援策の検討。

2点目の防災、景観、国土環境の機能でございますけれども、防災協力農地という取り組みをもう少ししっかり全国的に普及していこう。それから、屋敷林につきましては、現在活用がされていない、なかなか進みにくい、課題が多いとされております緑地保全制度をもう少し活用しやすいようにしていこう。ここに指定されますと税制面でも大きな適用があるということでございます。そういった方向も打ち出しております。

3点目の的確な土地利用に関する計画の策定ですけれども、これはいわゆる市街化調整区域への逆線引きも、できる地域はどんどん進めていってもらえばいいんじゃないかと思えます。当時、都市計画法ができたときに市街化区域を相当広くとった地域も結構あります。そういったところは、地方都市で、市街化区域の中にも農地が結構残っているところがありますので、そこは地権者と十分話し合っ合意を得ながら、逆線引きができるところは逆線引きを進めていけば、そもそも税制面でも非常にメリットがあるわけです。そういったことを進めていくということでございます。

それから、都市計画マスタープランの充実で、市町村マスタープラン、緑の基本計画に都市農地を位置づけていく。生産緑地につきましては、現在500㎡以上しか指定できないことになっておりますけれども、500㎡未満でも指定できるような仕組み。それから、「道連れ解除」という問題もありますので、そういったことにならないような仕組みも検討していこうということでございます。

その次の「新たな制度の下で」というのは、先ほど私がお説明したものでございます。省略させていただきます。

4番目の税制上の措置も、先ほどご説明したものと重複ですので、省略させていただきます。

5番目以降は、いわゆる地産地消の推進で、直売所、こういったところの推進ですね。効率的な物流体制の検討。それから、学校給食で地元産食材を活用するに当たって、取り組みが進んでいる地域もありますけれども、まだまだ課題がいろいろ見えてきております。そういう課題をしっかりと解決しながら、もう少しこれをしっかりと普及していくということでございます。

6番目の農作業を体験することができる環境整備ということで、市民農園ですとか都市公園、こういったものをもう少ししっかりと活用していく。あるいは、福祉事業者が福祉施設の横に体験施設を設けたりするような取り組みを進めていこうということでございます。

7番目は、学校教育における体験の機会の充実で、種まきと収穫のときだけでなく、もうちょっとしっかりと農業を学んでいけるようなプログラム、それから教材もしっかり統一して、農家の方によって説明に濃淡ができたりしないように、きちっと教材みたいなものをつくっていけないだろうかということでございます。

それから、国民の理解と関心を増進するための新たなイベントの仕組みの検討。

こういったことを基本計画では打ち出しております。

今後のスケジュールですけれども、実はパブリックコメントを1月末から2月末、1か月間行いまして、92の団体から365の意見をいただきました。これは政府のパブリックコメントではあまり例のない、かなり多くの意見をいただいているので、この基本計画に非常に関心が高いことの表れかと思っております。このパブリックコメントを受けた改訂版を今、両省で作成中でありまして、今月末に農水省で審議会を、国交省の審議会は4月上旬になると思いますが、審議会の場でパブリックコメントの概要と改訂版を出そうと思っております。そこで了承いただけた暁には各省で調整を図って、4月下旬に閣議決定をする段取りで進めていこうということでございます。

その後のスケジュールに関しましては、基本計画を受けた新しい法制度、それから税制措置、予算措置を来年度の要求で、仕組みの検討を国交省と両省で進めていくという段取りであります。

以上、非常に雑ぱくではありますがありますけれども、私からの説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】 増井室長、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から増井室長に何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

【M委員】 基本計画の中で一番最後の（都市農業振興）地方計画の策定をなるべく早くというか、速やかにといった文言がございますが、現実には地方計画をつくる自治体等が、やはり国がより中身について具体例であるとかを示さなければ、なかなか先陣を切って、じゃ、こういう地方計画をつくろうというのもつくりにくいのもまた事実だと思います。そこら辺、先行して自治体はこういう地方計画でいいんだよという進め方でいいのか。もう少し時間を置いて、国から具体例を受けた上でつくるべきなのか。そこら辺の時期のことについてお願いします。

【農水省都市農業室長】 地方計画の関係ですけれども、国土交通省も農水省もなるべく早く自治体には地方計画をつくっていただきたいというふうに思っておりますけれども、制度として強制できない仕組みにはなっておりますので、当面は、しっかり説明会とか普及啓発を図っていききたいと思っております。基本計画が4月に閣議決定をした後に各ブロックごとに説明会を開催しまして、そこに自治体の農林部局と都市計画部局を集めて説明会を開催して、地方計画を早くつくってほしいという、まずお願いをしていきたいと思っております。

それから、来年の通常国会に新しい都市農業振興のための法制度が出ていきます。その法制度の中でもまた別に、自治体がしっかりした具体的な計画をつくって、具体的な区域を指定して、その指定した区域の中で新しい事業計画、先ほどご説明しましたような事業計画を審査して認定を受けた農地に関して、税制ですとか、いろいろなメリットが発動できるような仕組みを考えております。

そういった仕組みを前提としますと、基本的には新しい制度にのっかって税制のメリットですとか予算のメリットを受けるためには、自治体がまず計画をつくって、具体のエリアを指定して、そういった事業計画を評価する体制を整えないとできないことになります。そちらのほうからも、要するに、新しい制度を活用するには自治体が基本的に計画をつくらないといけないことになってきますし、その計画はどういうことを定めないといけないのかというのも新しい制度の中で策定項目を示した上で、またそれについていろいろ模範的な、「こういうことをつくったらどうでしょうか」というのも下のレベルの通知とか通

達とかで説明をしていく段取りで考えております。

そちらの計画、新しい制度に基づく計画も地方計画と言ってしまうと地方計画になるわけですし、それとは別に、もっと横断的にいろいろな普及啓発の取り組みも含めて、新しい制度以外のことも含めて地方計画を別途つくりたいという自治体は、それはそれでも全然構いませんので、幾つかバリエーションはあるのかなというふうには思っております。

【I委員】 増井室長には、私どもの都市農業プロジェクトチームのほうにもお越しいただいて、早朝の勉強会を何回か開催させていただいて、ありがとうございました。その際に申し上げた意見をたくさん取り入れていただいておりますので、感謝申し上げたいと思います。

本当はパブリックコメントに出せばよかったんですけども、各自治体が関与してやらなければいけないという点が非常に大事なことだと私も思います。ただ、自治体としては、政策としてどういうふうに農地を残すのかということを決めていくわけです。農家自体としては、持ち主は代々続いていくわけですけども、自分で耕すのか、それとも人に貸してやるのか、それがその代ごとに変わる可能性があるわけですよ。そうなったときに、地元の政策をその人に合わせてころころ変えるわけにはいかない点もあります。

そういう面では、地元政策に乗れるときは乗りたいし、国政策として、地元ではやっていないけれども、国制度の中で自分の望んだ方式で農地を残したいといえますか、それは地元がちゃんとバリエーションを用意してくれればいいわけですけども、そういう形でフレキシブルなものにしなければいけない。農家の方にお話を聞いてみますと、次の代がどう望むかというのは、なかなか親としても決め切れないのが実情だと思うんですね。それを超えても農地が残っていったって農業として発展していくことはとても大事なことだと思います。決意されて農業をやられる方もいらっしゃいますけれども、そういう方ばかりじゃないので、そこら辺をお考えいただければなと思ったわけですが、いかがでございましょうか。

【農水省都市農業室長】 貴重なご意見、ありがとうございました。先ほど審議会でも改訂版のご議論をいただくとご説明しましたが、別途またご議論いただく機会は設けたいと思っておりますので、そこでまたご意見をいただきたいと思っております。

今いただいたご意見に関しまして簡単にコメントいたしますと、国交省と農水省のほうでも、今の制度が結局、生産緑地と一般市街化農地と二者択一の制度しかなくて、片方の

生産緑地は一旦指定を受けると30年の営農義務がかかってしまうわけですね。納税猶予を受けるためにはさらに終身営農しないといけないので、非常に重たい制度になっております。一方で、これの指定を受けないと一般宅地化農地になってしましまして、固定資産税が都内ですと200倍、300倍の差が出てくる。

非常に白黒はっきりというか、二者択一しかない仕組みしかないわけなので、新しい制度として考えているのは、中間的な制度として、もうちょっと緩やかな規制で、税のメリットもしっかりきかせていけるような、例えば新しくそこで事業計画の評価、認定を受けたりすれば、30年転用できませんとかいうことではなくて、もうちょっと期間も短く、例えば10年、15年とか短い期間でしっかり頑張っていく仕組みにできないかと考えております。そうしますと、10年、15年のタームであれば、将来、農家の方が指定を受けようか受けまいかというときに、経営の見通し、後継者が将来やってくれるかどうかとか見通しもつけやすいです。そういう新しい中二階的な仕組み、選択肢を増やしていけないかということがこの新しい制度の一つの課題となっておりますので、そういう方向で今後進めていきたいと思っております。

【B委員】 1点だけ、昨年の政府が決めた国土計画では、宅地の伸び率は今後ゼロという画期的な決定をしたわけなんですけど、残念ながら農地については今後減少するという計画になっていたと思います。今回、都市農業振興基本法によれば、現在、数え方によりますけれども、農水省の統計では、全国の農地の4%を占めている都市農地について今後どうしていくかというのが当然問題になると思うんです。今回じゃなくていいんですけども、いずれ国の計画で農地を今後減らさないというか、増やしていくというか、そういった総量に対しての考え方を示すような議論があるかどうか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

【農水省都市農業室長】 恐らくご指摘のあった国土交通省の計画というのは、基本計画とか新しい施策をカウントしない、現行のトレンドで多分推計をしている数字だと思います。ですから、新しい制度ができて、仕組みができていったときに、そのトレンドがどう変わっていくかというのは我々も非常に興味があるところがございますので、基本計画の中でもそういった統計とかデータの整備を今後しっかりしていきながら、もう少し数字に基づく施策をしっかりやっていかなきゃいけない。どうしても現行の統計の推計で出している数字が都市農業の世界は多いものですから、そこはしっかりこの数値の把握はやって

いきたいと思っております。

【G委員】 先ほどご丁寧な説明をありがとうございます。改めて都市農業振興基本計画を頭の中で整理させていただきました。

私自身、農業をやっております、10年ぐらい前は、うちは直売を、自分の畑でとれたものを庭先で売っているんですけども、そのときに「こんなことやらなくたって、家でも建ててしまえばいいんじゃないの」ということを消費者の方から言われた経験があります。農業が好きで東京に嫁ぎました。最初、嫁いだときに、農業が東京で一体どのくらい続けられるんだろうかということが一番頭の中でありまして、このように変わりつつある東京農業に関わる計画を出していただいたことを大変うれしく思います。

私自身、消費者のそばにいますので、その消費者とともに農業と一緒にやっていきたいなという気持ちの中から、旬の野菜がとれたものを一緒にみんなで料理しましょうということで、消費者の方とグループをつくって、近くの地域センターなどで料理教室をやったり、それから、ラベンダーがたくさんできるときは、「東京でもこんなにラベンダーがとれるのよ、みんなでやっていきましょう」ということで、ラベンダーのバンドルズをつくって皆さんに、〇〇市の中でもお教えしたりさせていただいております。そういうことは東京ならではのということかなと思います。

それから、「新鮮な野菜をこんな安く分けてもらっていいの」というお客さんもたくさんいらっしゃいますし、この現状をずっと続けられたらと常に願っております。けれども、先ほどからおっしゃられておりますけれども、相続税に関してはいや応なしにやってくる。この莫大な金額ですね。これを考えると、緑を減らさざるを得ないのが現状です。ですから、少しずつ農業をする人に力を与えるような施策をこれから改めて考えていただきたいと思っております。

私たちのグループの中に、八王子の方ですけども、相続のことでちょっと困って土地を減らした方がいらっしゃいました。ですから、私が一番考えることは、相続税が少しでも緩和していただけたらなという思いです。

【農水省都市農業室長】 ご意見、ありがとうございました。

相続税の問題というのは、都市農業を考える上では本当に“一丁目一番地”の課題と我々も認識しております。ですから、なるべくそうならないように、貸借した場合も納税猶予が継続するという選択肢も来年の税制改正でしっかり勝ち取っていきたくてお

ります。また、それだけで終わりではなくて、他にももっと良い仕組み、税制で良い仕組みができないかとか、引き続きそこは考えていかなければいけないと思っています。相続税の問題だけで都市農地の問題は解決すると我々は思っていませんので、もちろん税制以外のこともやっていかないといけないわけですが、引き続き、基本計画をつくって、来年、制度をつくって終わりではなくて、継続的にそこは検討して改善を図っていかないといけない課題ではないかなというふうに思っております。

【事務局】 ありがとうございます。

まだまだ委員の皆様いろいろご意見があると思いますが、時間のほうが限られており、申し訳ありません。ここで、増井室長は退席されます。どうもありがとうございました。
(増井室長退席)

(2) 第1回農業部会の補足

(事務局より、第1回農業部会の補足として、データ集につき報告。(詳細省略))

《 議 事 》

(1) 今後の振興施策の方向性について

【部会長】 では、これから議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。次第の議事に入りたいと思いますけれども、最初に議事の1番目、今後の振興施策の方向性について、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、こちらの資料1は、第1回目の部会で東京農業の目指すべき全体像を見せてほしいとのご意見がございましたので、案としてご提案させていただきました。

1つ目の目指すべき姿は、諮問事項と同じ「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業」。

それから、3番目に飛びますけれども、振興の方向については、現在、部会で検討していただいている4本柱の事項を記載してございます。

この間に、これらの土台となる基本的な視点としまして、今回、2番目に基本的視点として、「首都東京の持つポテンシャルを活かした農業振興施策の展開」ということを掲げさせていただきました。東京農業の持つポテンシャル、イメージはわかると思うんですが、多様な人材、中小企業、大学等の技術力が結集している。多くの消費者、あるいは農作業体験を行いたい都民、新たに農業を行いたい都民など、さまざまなポテンシャルがあるということで、この辺をより生かしていきたいという意味が含まれております。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

前回の議論を踏まえて、2番目の「農業振興の基本的視点」が新しく今回つけ加えられて、全体がこうであるということをお示しいただいたと思います。ただいまの説明についてご質問等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続いて資料2「担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開」と資料3「農地保全と多面的機能の発揮」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 では、資料2と3でございますけれども、これは第1回農業部会でご議論いただいた内容の要約を左側に示させていただきました。そして、この意見を「施策の展開方向」としまして課題ごとに整理したものを右側に記載したものでございます。実際には、これらの右側の項目について具体的に内容を記載したものを答申に盛り込んでいきたいと考えております。

【部会長】 ありがとうございます。

前回第1回目の農業部会で議論したことを整理していただいた資料でございます。これらが答申に反映されることとなりますので、改めて補足のご意見がありましたらこの場でよろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

よろしいですか。大体議論したことを整理していただいているということでございますので。

それでは続いて、本日の主課題になります、「東京農業の課題と検討事項」について説明をお願いしたいと思ひます。

【事務局】 では、引き続き資料4「東京農業の課題と検討事項」につきましてご説明をさせていただきます。

今回の本題でございます検討事項、資料でございますように、第1回目で検討事項として掲げさせていただいた4本柱のうちの3本目と4本目、具体的には「食の安全安心と地産地消の推進」、それから「地域の特色を活かした農業の推進」という2つの事項についてご議論いただければと思います。

まず、「食の安全安心と地産地消の推進」についてでございますが、3つの中項目がございます。1つ目が「環境保全型農業の実践による安全安心な農産物の提供」で、ご議論していただく上でイメージが湧きやすいように、具体的にその下にキーワードを3つほど用意してございます。環境保全型農業の推進ですとか、農産物の安全性に関する調査・情報発信、それからオリンピック・パラリンピックに関する認証取得の課題等がございますので、ご議論いただければと思います。

2つ目が「都内産農畜産物の地産地消の拡大」ということで、ネットワークの構築ですとか、学校給食、あるいは情報発信の強化をキーワードとして提案させていただきます。

3つ目が「植物・家畜防疫対策の強化」ということで、こちらも安心して生産できる環境の整備ですとか、家畜防疫体制、あるいは獣害の防止等といったものがございます。

続いて、4本目の柱「地域の特色を活かした農業の推進」、右側のところでございますが、こちらについては4つの中項目を掲げてございます。

1つ目が「島しょ・都市・中山間地域など地域毎の経営モデルの構築」で、東京の非常に多様な地域の特色を生かしていくということで、3つの地域をそれぞれ経営モデルを構築していくことを提案させていただいております。

2つ目が「農地の流動化による遊休農地、低未利用農地の活用」ということで、都内でも十分耕作していけない農地もございますので、こういったものを例えば新規就農ですとか意欲ある担い手の方に結びつけていく。遊休化、低利用化をどうやって防いでいったらいいか。あるいは、既に農地から転用等されている状況のもの、耕作が放棄されているようなものも改めて農地に再生していくような支援も必要といったことを掲げてございます。

3つ目が観光ですとか商工関係と連携いたしました農業経営ということで、特産品のPRはもちろんですけども、6次産業化ですとか、新たに新品目を導入していったり、それを生産する技術を支援していくことを提案させていただいております。

4つ目が獣害対策で、作っても獣害等の被害によって耕作の意欲がなくなってしまう。あるいは、耕作放棄の原因にもなってしまうということで、こういった被害防止の対策も

必要ではないかということで提案をさせていただいております。

検討事項の説明につきましては以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

今説明していただいた資料4がきょうの中心の議題でございますので、これからよろしくご検討をお願いしたいと思います。順序といたしましては、前と同じように一つずつ区切って検討をお願いしたいと思います。

まず最初に、左側の「食の安全安心と地産地消の推進」について、これは第3の柱として整理されているものでございますけれども、この点についてご意見がありましたらよろしくをお願いしたいと思います。

【F委員】 1の(3)のオリンピック・パラリンピックを見据えた認証取得とありますけれども、これはどういった認証がありますか。

【事務局】 認証のことについてでございますけれども、ご存じのとおり、2020年オリンピック・パラリンピックに向けて、いろいろな形で食材調達(の課題)が出てくるかと思えます。前2回の大会のロンドン大会、リオ大会につきましては、それぞれ認証された農産物が調達基準になっているところがございます。その調達の基準はまだ示されていないところですが、それが示された段階では早期に東京産の農産物についてもオリンピック・パラリンピックで供給できるように、認証取得の支援事業を考えてございます。

【F委員】 日本の農産物は海外に比べて非常においしい。おいしさの基準は旬と鮮度と品種と土づくりだと私は思うんですね。これらが合わさった野菜というのは世界的に見ても非常にレベルが高い野菜だというふうに感じているんです。なので、その4つが合わさった野菜というのを一つの売りにしていくのも、これから日本の農産物を売っていくための、TPPについても一つの闘い方になるんじゃないかなと思っています。

【部会長】 私から質問をよろしいですか。例えばオリンピックで食材を調達するときの認証制度は、基本的に言うと1つで、今までもこれと決められたものについてやられているんですか。開催国の希望だとか要望だとか、そういうものをすり合わせるようなことは踏まえて決められていくものなんですか。例えば国際的なグローバルの認定と日本の認定制度と若干違いがあって、輸出するに際しても相当齟齬があるという話もよく聞いているのですけれども、その辺の開催に当たっての議論は行われるものなのでしょうか。それとも、今までのように一方的にという形になるものなんですか。

【事務局】 現在、オリンピック組織委員会で調達コードというものをつくっております。この調達コードというのは、食料だけではなくて、材木ですとか、いろいろなものが入っております。それ全て根底にあるのはオリンピック憲章で、いわゆる持続可能性の取り組みという話ですね。ですので、前の2つの大会ですとGLOBAL G. A. P. ですとか、そういうものが一応基準になっていることはなっています。ただし、やはりロンドン・オリンピックでも国内のものをきちんと使うということもありまして、国内基準もございまして、それを活用しているというのが基本でございます。

ただし、日本は現在、国内基準がございません。J G A P等がございますけれども、それとGLOBAL G. A. P. の差がございますので、その辺の調整を今後どうしていくかというのは組織委員会のほうで検討することになると思います。

【B委員】 今のオリンピック・パラリンピックと関連した意見ですけれども、基本的に立候補計画書の1ページ目、2ページ目に、今まではサステナビリティについて書いて、2つ目にレガシーについて書くというのが近年のI O Cの基準で、東京もそうしたわけです。ある意味、サステナビリティ、つまり持続可能性という言葉は、日本では決まり文句みたいには使われるけれども、なかなか心に響かないというか、説得力がない。なぜかという、ヨーロッパの価値基準からいうとそれが今までなかったもので、強調するというのが時代的にあったけれども、日本はもともと持続可能な、農業国として長い歴史を持っているというのがあった。持続可能性に誰も反対しないんですけれども、特段にそれを声高に言わないと物事の議論が進まないということは全くなかったもので、ある意味、オリンピック計画書の中でもそういう議論をして、はっきり言って、東京の計画でも持続可能なほうは内容がなくて、レガシーのほうで内容を出して、それで通っちゃっているというのがあったと思います。

そういう意味でいうと、食の安全安心と地産地消の推進という柱を立てるとすると、その1番に環境保全型というのがいきなり来ていいのかどうか。むしろ地産地消が最初に来たほうが、都民感覚とか消費者感覚からいうと、もしかすると合うかもしれない。一概には言えないので、あまり決めつけることは言いたくないんですけれども、この辺は、本当に食の安全安心といった場合に一番先に来るのが環境保全型農業でいいのかというのは多少議論したほうがいいのかというのが1点。

もう1つは、オリンピック・パラリンピックを見据えた認証取得の支援というのは、も

ちろんあっていいと思います。これはすごく大事なことなので、今計画を定めるとしたら、これは当然1つの重点項目として入ってくると思います。もう1つは、オリンピック・パラリンピックと東京の農業との関係でいうと、オリンピック・パラリンピックを機会に東京の農業の普及啓発を図るのもとても大事なことで、多分、外国人にとって食の魅力というのは日本はものすごくあるので、オリンピック・パラリンピックを機会に東京の農業のブランドだとかなんだとか相当話題を呼ぶし、知事やなんかも先頭に立っているいろいろな宣伝すると思うし、メディアも含めて話題にはなると思います。この機会に東京のブランドとか、東京でこれだけ農業生産をしているというのをアピールすることが求められると思うので、認証取得の支援はもちろん柱としてあっていいんですけども、同時にこれを機会に東京の農業の普及啓発を図るみたいなこともあっていいんじゃないかと思います。

いずれもあまり断定的には言えないんですけど、ちょっと論点にしておいていただければと思います。

【H委員】 今の環境保全型農業の実践が1番でいいのかというお話でございますが、そちらについては私も同感でございます。

私のほうから申し上げるのはほかにもございます。「都内産農畜産物の地産地消の拡大」でございますが、国分寺市でやっている取り組みを紹介したいと思います。情報発信の強化でございますけれども、国分寺市では、「国分寺三百年野菜こくベジ」のPRをやるということでございます。「国分寺三百年野菜」というのはどういう意味かと申しますと、国分寺の農業はいわゆる新田開発から始まったのでございますね。それを念頭に置いて「三百年野菜こくベジ」と。国分寺のベジタブルで、「こくベジ」というわけでございます。例えばいろいろなところで、JRの駅やインターネット、それからGoogle やYahoo!、Facebook、旅行サイトなどで広告の表示を発信する。また、国分寺に『じゃらん』という冊子があるのですが、そちらについても載せて無料配布していく。さらにはJRや西武線、JRについては車内で動画を配信するシステムがございますね。そちらについても載せていくような取り組みをしたいと言っているそうでございます。

そうやってPR、これからは地産地消といっても、いかに地場産の野菜をPRしていくかということも大事な視点だと私は考えております。先ほど来、いろんな議論がございましたけれども、国分寺も樹木、植木ですね、それから野菜、果樹や花き栽培をするような後継者がやっと定着してまいりました。それらがしっかりと張り切ってこれからも農業を

続けられるようなシステムを応援していきたいと思っているのでございます。

もう1つ、情報発信はできるんですが、各市、東京都でも「東京味わいフェスタ」とかいろいろやってもらっていますよね。例えば給食に野菜なんかを供給していく。それが地元の学校にはできるんだけど、区部なんかの農地や農協もないところではそういった野菜をどう供給していくのか。そんなネットワークづくりなんかもしていけたらいいなと思っております。

【J委員】 やはり順番については、東京都の野菜という意味で地産地消というので賛成でございます。ただ、消費者としては、安全安心というか、安全な野菜、安心できる野菜、こちらの提供はしてほしいなというのが一番ですね。安心な農産物を提供していただくために何をするかという部分で、それが1番のところの地産地消であるという内容だと一番いいかなと思いました。

【G委員】 先ほどオリンピック・パラリンピックのことを話されておりましたけれども、認証取得というのはどういう形でできるのかなと一番最初に疑問に思ったことなんですけれども、いかがでしょうか。

【事務局】 認証取得につきましては、認証をしている団体がございます。例えばJGAPですとかGLOBAL G.A.P.ですとか第三者認証という形で、認証機関がそれぞれ民間にございまして、その機関がいろいろコンサルティングなどをした上で、農家さんの栽培状況などのお話をし、これなら認証できますよという形になります。

【G委員】 東京では江戸東京野菜もありますので、そういうやり方も、またPRを兼ねてはどうかかなと思いました。

それから、ちょっとこれとは違うんですけども、食の安全ということから見て、これからTPPの問題が出されるかと思うんですね。そのときに有機農産物とか、ちょっとこだわりを持って土づくりをしている農家に関しての表示、それがどのような形になってしまふのか。一般的なそういうことは表示されないで東京都としてはやっていくおつもりなのか。その点が販売をしている関係で気になりましたので、ちょっと申し上げました。

【事務局】 化学肥料と化学農薬を削減して、さらに土づくりですとか、農薬を削減するような技術を使ってやっていらっしゃる農家さんに対して、東京都では“エコ農産物認証制度”で認証しています。それについては認証マークを提示できるようになっていますので、それをすることによって安全安心な農産物であることがアピールできるかと思えます。

また、先ほどおっしゃっていた有機農業については国のほうで有機JASというのがございまして、そちらはまた認証機関で認証されますと有機JASのマークが提示できることになっています。

【G委員】 わかりました。ありがとうございます。それをお聞きして安心いたしました。そういう点を気にされている農家の方もおりましたので、お伝えしたいと思います。ありがとうございます。

【C委員】 地産地消の話がありましたけれども、私も地産地消は重要だと思っていました。もっと言うと、身土不二とか、そういう概念になるのでしょうか。自分のところでできたものを自分で食べる。そういうことが一番の持続可能性だと思います。そうすると、投入するものを減らしていくことも重要ですけども、そこで出たものをまたそこで利用するという循環型農業のような考え方ももう少し出していったほうが外国の方々にはアピールするかなと思いました。それが1点目です。

もう1つは、オリンピック・パラリンピックとの関係になるかもしれませんが、外国の人たちは結構ベジタリアンが多いですよ。さらにいくとビーガンといって、もっと厳格な方々があります。そういう方々に対するメニューとか、そういうものが食べられるお店の紹介とか、あまりにも北米系にすり寄った考え方かもしれませんが、そういう人たちも多分出てくるでしょうから、素材の提供だけではなくて、それをメニューとかカタログとか、そうしたものとしても提供して、よりアピール性の強いものにしていくことも必要かなと思いました。単に物だけではなくて、具体的にどういう形にしてPRしていくかということ、オリンピック・パラリンピック等で外国の人たちが来るのであれば、そのことを踏まえて考えてみてはどうかなと考えました。

【部会長】 今のと少し関係するのですが、多分、東京にこれだけ農地があって、農業を専門にやっている人がいらっしゃること自身が、外国のいろんな人から見たらすごい驚きなんだと思うんですね。ずっとやってきたのは、都市のあり方として、ヨーロッパと違う都市のあり方があるんだということ、東京を中心にして発信していこうという思いも、ずっと都市農業を考えてきた方の中にはあるわけですので、食材と同時に、今言ったような東京の特徴だとか、そういうことをこの機会にもっときちっと伝えることも少し柱に入れて、オリンピック・パラリンピックを都のほうでも取り組んでいただけたらなという思いもいたします。

【F委員】 先週、海外から6カ国、国連の方も含めて私のところの農業を何軒か見て回ったんです。そのときの外国の方の印象は、私の家は300年続いていたんですけれども、その300年という歴史にまず驚いているのと、家に囲まれた中で農業をしている。先進国にはあまり例がないようなんですけれども、東南アジアでは混在しているところもかなりあります。そういう意味では、都市農業のモデルケースをつくって行って、オリンピック・パラリンピックのときに来たらそういうところを見れるようなことを東京から発信していくこともこの中にぜひ入れていただきたいと思います。

【I委員】 地産地消ということで専門家の先生がたくさんいらっしゃる中で、観点がずれていたらお恥ずかしい次第なんですけれども、地産地消がエコだという発想をもっと強調してもいいのかなと。運送業は運送業で大事なんですけれども、大変な運送コストをかけて食べることになる。そういうものに比較して、地元でつくって地元で食べるということは非常にエコなんだと。私も周囲に食品ロスの問題とか取り上げている方がいらっしゃいまして、スーパーとか、そういうところで賞味期限とか消費期限が近いものから買うことが格好いいんだといえますか、消費者としては大変な発想の転換だと思うんです。そういうことが広まる一つのこととも連動して、地産地消がある面ではエコなんだということを強調して、先ほど部会長からお話ありがとうございましたけれども、東京の魅力の一つにそういうものを掲げていってもいいのかなと思いましたので、発言させていただきました。

【G委員】 環境保全型農業のことですけれども、このところ放射能の問題で落ち葉が堆肥化できないところがありますよね。東京都としては今その点はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

【事務局】 落葉堆肥をつくりたいという農家さんをJAのほうでも取りまとめていただいて、原材料をまず放射能の基準値内であるかどうか確認した上で、それができ上がったものについて、さらに放射性物質の状況を確認した上で使用していいですよという許可を出すような方向で、落葉堆肥が使えるように生産者の方には進めてきてございます。

【G委員】 今のところ、JAさんがそのように考えているのかどうかわからないけれども、堆肥はつくれないと頭から言われてしまって、うちとしてもちょっと困ってしまっているんですが、わかりました。そのような形になっているわけですね。

【事務局】 もしお困りのことがありましたら、別個でまたご相談させていただければと思います。

【G委員】 わかりました。ありがとうございます。

【F委員】 地産地消は、先ほどもおいしさの4つ——旬、鮮度、品種、土づくり、をお話しましたが、おいしさだけじゃなくて、実は栄養価も高いんですね。なので、こういう野菜が出ているのはアスリートも非常に喜ぶと思うんです。これも日本の農産物の特色だと思うので、そこは十分際立たせていくのも一つ、オリンピック・パラリンピックへ向けて日本の農産物がアピールできるかな。それは日本の国民にもアピールできるというふうに思っています。

【部会長】 それでは、時間があればもう一度戻りますので、「食の安全安心と地産地消の推進」という項目についてはこれで一応終わりにさせていただいて、右半分の「地域の特色を活かした農業の推進」、この柱についてご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【L委員】 今までずっと都市農業の件でお話がされていたんですが、東京の農業といっても、都市農業ばかりではなくて、島しょでももちろん農業をやっていて、私は島の出身ですから、そういう観点から1つ。一番最初に「基幹産業としての力強い農業経営」とありますが、これはどういったことなんでしょうか。

【事務局】 それぞれの地域の特徴ということで代表的なことで書かせていただいているんですけども、島しょ地域につきましては産業の中の1次産業のウエートが非常に大きい。その中でも水産と並んで農業の生産額は非常に大きい状況でございますので、まず主力となっているということで、“一丁目一番地”である生産の部分についてしっかりと支援をしていくべきであろうということ書かせていただいております。

【L委員】 これ、恐らくずっと昔から同じことを書いていると思うんですけどね。その結果どうなっているのか。高齢化が進んで、新規の就農者もなかなかあられない。そういったものを把握して、しっかりと……。これは議会でやる話なんだろうけど、その辺もしっかり考えていただくことをお願いしたいと思います。

【B委員】 今のL委員の指摘と関連しているんですけども、この「地域の特色を活かした農業の推進」という農業振興の方向の4つ目の柱が東京の農業の振興政策の一番肝心な点だと思うんです。それから、国が都市農業振興基本計画を定めたとしても、それとかなり東京は違ってというか、東京の特色に合った計画を定めるわけです。その場合に、ここの「地域の特色を活かした農業の推進」がいかに具体的に充実しているかというのが

この計画を決めると思うんです。

だから、今日は項目というか、検討事項だけなので、L委員はおっしゃいましたけれども、多分これから具体的なのが入ってくると思うんです。

その場合に島によって、レザーファンがいいとか、温室でいろいろな花をつくっているとか、大島だったらツバキが——私はツバキが日本一だと思っていたんですけども、どうもそうじゃない。伊豆大島をしのぐところが九州にあるらしいので、やや心外だったんですが。——その種の具体的な政策がこの中にそれぞれ入ってくるといいんじゃないかと思うんです。

もう1つは、国の政策では、さっき説明があったように、コンパクトシティとの連携というのがありましたけれども、これは東京では全国計画とは違ってくるのかなと思います。むしろそれよりも、ここでいう3番の観光業等との連携というのと、ある意味、島の場合は、「基幹産業としての力強い農業経営」と島しょ地域について1番の(1)に持ってきた意欲は、私は買いたいと思うんです。実は内容的に言うと、島によっても多少違いますけれども、島しょ地域は観光客、入込客が激増すれば当然農業もよくなるし、漁業もよくなる。そういう意味からいうと、実は島しょ地域とか東京の中山間地域の場合は3番がかなり重要になってくる面もあると思うんですね。三宅島の災害のときにさんざん三宅島の漁業者から聞きましたけれども、やっぱり運ぶための油代がかからないというのはすごく大事なことなので、そういう意味で、いずれ検討事項が具体的に入ってくればいいのかと思います。

そういう意味でいうと、東京は全国の経済水域の7割を持っているんですけど。要するに、日本の領土を守っている。人が住んでいる島を11も持っているわけなので、そこに惜しげもなくお金をつぎ込むという言い方はちょっと語弊があるもしれないですけども、ある意味、農業振興に遠慮しない方がいいと思うので、多少過激な表現も含めて具体的にいずれ入ってくることを期待したいと思います。

もう1つ、農業経営という意味でいうと、例えば東京都農業会議が毎年開催している農業大会で企業的経営をしている農家に対する表彰というのと、大抵、舞台上に上り切れない。何十人もの方が並ぶぐらい、それぞれの工夫をしている農業経営者は大勢いる。でも、それがほとんど東京の場合は家族なんですね。もちろん法人をつくっていたって、これはシカゴの場合の法人と同じなんです。シカゴの場合、地平線まで行くようなところでも大抵、

法人なんですけれども家族でやっているのが普通だと思うんです。そういう意味での生業的経営が実は核になってくるのがある。

いくら市場原理を進めていっても、農業は工業と違って、農業の本質からいうと工業に比べて協同組合の役割が非常に重要だという側面もある。今やや一時的に国会では違ったというか、一部修正みたいなことがあったけれども、基本はやっぱり変わらないと思うので、そういうのが「地域の特色を活かした農業の推進」ということで、国策とは多少違ってても東京の農業なりの特色がここで後で具体的に出てくるといいんじゃないかと思います。

【J委員】 質問ですけれども、2番の(2)にある「積極的な取組」というのを、できましたら具体的な内容を少し教えていただければと思います。

【事務局】 2番の(2)の遊休農地とか低利用化を防ぐ積極的な取り組みでしょうか。今現在も具体的な取り組みとしては幾つかやっております、例えば遊休化されていて、持ち主の耕作の意思がなかなか厳しいような場所につきましては、意欲ある方がそちらを借りていただいて、借りたときに草が大分生えているような状況ですと農地に戻すために少し重機を入れて手入れをしなければならぬので、その場合の費用を支援する制度などを行っています。そういったものをより積極的に活用していただくことなどを考えていきたいと思っております。

また、先ほど国のほうでも基本計画の説明がございましたが、都市部の農地につきましても、特に生産緑地等では貸借の可能性といったものも検討していただいているということで、都市部ではそれほど耕作放棄という状況はないと思うんですけれども、今後、遊休化しそうな農地につきましてもそういった貸借制度がかないましたら、うまく担い手のほうにつなげていくような制度等も考えていく必要があるかなと考えております。

【J委員】 ありがとうございます。そこをお尋ねしたのは、担い手のところには教育、福祉、医療分野との連携が入っております。今、農福連携というのが国のところでも出ていたと思うんですけれども、福祉の団体であるとか、そういうところが農地を活用してという部分がこれから出てくるのではないかと思います。そういう中で、その土地の活用というか、農地の活用という部分にそういう部分が入ることは難しいのかなとちょっと思いましたので。

【F委員】 先ほどB委員が東京都農業会議の企業的経営と。実は、その農業後継者の審査もありますけれども、長いこと私も審査員として現地を見て回ったんです。正直、私が

見るよりもぜひ後継者に見せてあげたいようなすばらしい経営があるんですね。ですから、こういう情報を例えば農業後継者、まだ学生だったり、社会人だったり、いつかは農業を継がなきゃいけないと思っている人たちに早くから見せてあげると、一つの決断になるのではないかなと毎年思っています。

もう1つ、農地の多面的機能をより発揮させる農業経営とありますけれども、これは現在でもかなり防災機能を果たしたり、学校教育とか、農家によっては、その農地が非常に地域に融合している農業経営があります。そういう農地ほど残していきななきゃいけないので、緑の育成地区（として）指定（し）、将来もし相続が発生したときに買い上げていく。これは財源の問題もありますけれども、ぜひ多面的機能イコール、そこが充実したところは将来、都を中心に買い上げていくんだという姿勢がもし出てくれば、非常に農家の意識も変わってくるのではないかと思っています。

【1委員】 今日、申し上げようと思っていたことが2つございまして——ただ、これが4番のところで当てはまるかどうかわからないところがあるんですけども。

1つ、特に4番に関して地域というのを打ち出すことはとても大事なことで、これを柱としていくべきだと確かに思うんです。先ほど増井室長にも申し上げたんですが、区市町、地元の自治体の取り組みがより活発化してこない、その地域を生かしたというのが出てこないと思うんですね。区部で見ても、農地を残せという大会を開くときには大変勢いがあるんですけど、地元の区でそういう農地を残すための施策をちゃんと展開しているのかというと、随分温度差があるような気がいたします。制度とか、そういうのは東京都が代表して国に交渉していろいろ変えたけれども、実際にその施策として地元でどう展開するかはやっぱり地元の自治体の責任ですよというところを強く押し出さないと、結局、絵に描いた餅で終わってしまうといった点もたくさんありますので、そこはやはり強調していただきたいと思います。

私の地元の（農業者の）方がいらっしゃって、東京全体でも活躍していらっしゃいましたけれども、「新しく流動化して出てくる土地を農業者の方が飛び地でありながら担いますか」とお伺いしたときに、「大変難しい」とおっしゃっていました。やはり地元にもその場にはいなとなかなか難しいんだと。当然、農地を集約するというのは理想としてはありますけれども、そんなことはなかなか都会ではできっこないと結論づけてはいけませんけれども、難しい話なので、飛び飛びのままやらなければいけない。

そうなったときに、F委員が既に大変立派なお手本を示していただいているような体験農園とか観光農園とか、そういうものを活用していくしかないんじゃないか。そういうときに成功した事例の収益分岐点みたいなものとか、成功させるための秘訣みたいなものをきちっと示していくといえますか、それが非常に大事なことだと思うんですね。それが先ほどB委員からもありましたけれども、具体的なお話として各項目の中に出てくるといいし、それをしっかりと区市町村に対しても促していくところが大事ではないかと思います。

それから、新たに担い手が出てきた方々については、例えば農機具なんかも全部自分でそろえようと思うと大変な金額がかかってしまうわけですね。ある程度の使えるものであれば、自分は手放すけれども、どこかでそれをきちっとメンテナンスしてくれる人がいて、それをレンタルすることがあってもいいのかな。もちろん本格的な農業をやる方については別だと思いますけれども、そういうものをまとめておくようなスペースですとか、管理する人とか、そういうようなことが公的に支援させていただく大事なポイントになったりするんじゃないかと思うんですね。実際にお金が絡む話ですと都の予算の問題になると思いますけれども、公的な形で都や区市町村の全体の役割として示していくことも検討していただければと思いました。

【E委員】 この中の資料は本当に素晴らしいことばかり書いてありまして、私は農協の女性部で携わってきたんですけど、こういった内容のことが今まで全然、情報発信なかったんですよ。こういうところに来て初めて知る。こんなことをやっているんだな、東京はこういうことまで考えているんだなと初めて思い知らされたところがたくさんありました。女性の人にも、これから担っていく若者にも、こういう内容を知るにはどういった手段で知っていくのか、私はそこが一番大事じゃないかなと思うんですよ。こういう会議も必要かもしれないですけども、実際農業に携わっている若者がこういうことをわかっていかなければ、東京には農業がなくなってしまうと思うんです。ですから、もう一回こういう資料を農協なり各市のほうで取り扱って、勉強する会も必要じゃないかと思います。よろしく願いいたします。

【部会長】 私、さっきI委員が言われたことと少し関係するところだと思うんですけども、例えば農地を貸したりしても相続税の納税猶予が続くような制度ができてくる。でも、この制度ができた。それをどうやって利用できるかといったら、地域とか、その地域の農業者がその地域の農業をどう考えて、どういうふうにしていこうと思っているかにか

かわってくるのだと思うんです。そういう点でいうと、農協の役割だとか農業委員会の役割だとか、そういうことも制度を生かしていくという意味でいうとすごく大事なところになってくると思いますので、そういう書き込みもどこかで必要なんじゃないか。地域の農業を地域の自治体なり農協なり農業者、農業委員会がどう考えて、どういう農業、地域をつくっていくのか。その上で、今言ったような制度をきちっと活用できるような仕組みにしていく必要があるんじゃないかと思います。

そういう点で、今まで書かれてきていたのかどうかかわからないですけども、農協だとかそういうものとの協力関係だとか、そういうことも少し書き込んでいってもいいんじゃないかなと思いました。

【G委員】 今のお話ですけども、女性の方はなかなかそういう情報を得る機会がないのが実情です。私たちのグループは意外と東京農業、それから自分のやっている経営について真剣に考えている団体ですから、わかるのかなと思いますけれども。確かに下におろしていただいて、かみ砕いて、これからの都市農業はこのように変わりつつあるんだよということを浸透させることがまず大事かなと思います。これはさっき言ったことでしょうけれども、それは感じました。

それから、先ほどI委員がおっしゃられた、今までいろいろ各区市町村によって温度差があるということを伺いました。確かにいろいろなデータを見させていただくと、子どもたちの考えている農業体験、学校農園のところを今ちょっと見ておりますけれども、これに関しても、そこではできないから学校の校庭の中でやっているというのも721という数字が出ておりますので、これからの子どもたち、そして体験をどんどんふやしてほしいということをそれぞれの場所で発信することが大事かなと思います。ちょっとその点を感じました。

【部会長】 それでは、ほかにございませんか。

なければ、この議事の（1）今後の振興施策の方向性についての議論をここで終わりにさせていただいてよろしいでしょうか。

（2） 都市農業振興基本計画を踏まえた制度改善の要望について

【部会長】 それでは、（2）都市農業振興基本計画を踏まえた制度改善の要望について、

事務局で説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、続いて資料5のご説明をしたいと思います。

こちらは都から国への提案内容でございます。現行の農業振興プランからの抜粋でございますけれども、先ほど国の増井室長からもご説明のありました都市農業基本計画（案）の中で既に取り上げられて、検討をいただいている部分がございます。その具体的な中身が今後示されてくるわけでございますが、それ以外で、要望で上げているもので残っている相続税の納税猶予の適用拡大等につきまして、今後も都として国に強く働きかけをしていきたいと考えております。

それ以外の部分で、あるいは国の制度改善を見据えたその先の展開など、さらに国に都が提案していくべき事項でご意見がございましたらお願いをしたいところでございます。

ただ、本日はここでしっかりとご議論いただく時間がとれませんので、次回の5月中旬に予定されております第3回農業部会でお示しをする予定でございます。答申の素案の中に盛り込めるように、委員の皆様方のお考えを、ご提案がございましたら出していただきたいということで、今日追加でお手元に資料でお配りしております「都市農業・農地に係る制度改善の国への提案」補足のご意見について」という1枚の紙があるかと思っております。提案内容と備考欄がそれぞれございます。時間があまりなくて申しわけございませんけれども、今月末、3月末までに、提案内容がございましたら事務局までお示しいただければ、次回の答申素案に盛り込めるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【部会長】 どうもありがとうございました。今の事務局のご説明について何かご質問なりご意見がございますか。

よろしいですね。それでは、国への要望事項については3月30日までに、お配りされている紙で、メール、ファックス等で送って、それを第3回の農業部会でまとめていただきますので、それに基づいて議論することにさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

以上で事務局からの資料説明は全部終わりました。大体予定されているものについては議論してきたんですけれども、最後に何かここで言うておきたいという追加的なご発言がありますか。

【事務局】 追加で、最後に参考資料でカラー版の28年度の主要事業の紹介をつけさせて

いただいております。こちらは4つほど主要事業ということで出しております。現在の都議会でこちらの事業の予算案につきましてもご議論いただいているところでございますが、予算要求額も含めて記載をさせていただきます。

こちらにつきましてお目通しをいただければということで、よろしく願いいたします。

【部会長】 今の参考資料について何かご質問等ありますか。よろしいですか。

それでは、今日はこれで終わりにさせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

【司会】 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして第2回の東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会を閉会させていただきます。活発なご協議、どうもありがとうございました。